

岡崎市民間既存建築物吹付けアスベスト対策

補助制度のご案内

その建物は、アスベスト対策お済みですか？

岡崎市では、建築物に吹付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物に吹付けられている建材のアスベスト含有の有無の調査（分析調査）及び吹付けアスベストの除去等工事を行う建物所有者の方へ費用を補助します。

すでに、分析調査または除去等を行ったものは対象外です。

詳しくは、下記担当まで お気軽にご相談ください。

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係

TEL:0564-23-6709 FAX:0564-23-7528

E-Mail : jukankyo@city.okazaki.lg.jp

吹付けアスベスト対策補助制度の概要

■ 補助対象者

対象建築物の所有者（市税を滞納していない方に限ります。）またはマンション管理組合等の区分所有者の団体の代表者

※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象なりません。

■ 補助対象となる建築物

岡崎市内にある建築物で吹付けアスベスト（石綿）等が施工されているもの（分析調査については施工されている可能性があるもの、除去等については施工されているもの）

■ 補助の内容

補助対象費用	補助金額
アスベスト分析調査に要する費用	対象費用の全額 上限25万円
アスベスト除去等に要する費用	対象費用の2／3以内 上限180万円

★補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

【分析調査】=アスベスト（石綿）が施工されている可能性のある吹付け材の含有分析調査

★ 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施

【除去等】=アスベスト（石綿）が施工されている吹付け材の除去、封じ込め又は囲い込み

★ 建築物石綿含有建材調査者が策定した事業計画に基づき実施

【除去】

吹付けアスベストを全部除去する方法

【封じ込め】

①吹付けアスベストの表面に固化剤を吹付け、塗膜を形成する方法

②吹付けアスベストの内部に固化剤を浸透させ、アスベスト纖維の結合力を強化する方法

※ 吹付けアスベスト（石綿）等とは、吹付けアスベスト（石綿）、アスベスト含有吹付けロックウールで労働安全衛生法施行令第6条第23号に規定するアスベスト（石綿）をその重量の0.1%を超えて含有している吹付け材をいいます。クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類があります。

なお、吹付け仕上げ塗材、アスベスト成形板は分析調査及び除去等とともに補助の対象外となります。

■ 事前相談

補助を受けるには、補助対象範囲等を確認するため『事前相談』が必要です。

相談の際は、本市指定様式の『事前相談票』に必要事項を記入のうえ、平面図・現況写真等を添付してください。(建築確認通知書、アスベスト分析調査結果報告書のある方は併せて添付してください。) 必要に応じ現地を確認する場合があります。

■ 補足事項

- ◇行おうとする調査・除去等において他の補助を受けていないものが対象です。
- ◇違反建築物は補助の対象となりません。
- ◇調査と除去等でそれぞれ1物件1回のみ申請できるものとします。
- ◇交付申請は建築基準法施行令第1条第1項第1号の「敷地」単位とします。(用途上不可分の関係にある複数の建物は1物件とします。)
- ◇『補助金交付決定通知書』を受ける前に分析調査や除去等の工事に着手することはできません。
- ◇調査、除去等については(財)日本建築センターが編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び「処理工事マニュアル」並びに建設業労働災害防止協会作成の「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に準拠して適切かつ安全に行ってください。
- ◇除去等については関係法令による届出や防・耐火性能回復工事など関係法令を遵守してください。
- ◇消費税の確定申告をされている事業者については、補助金額を算定する際、補助対象費用に消費税相当分を含めない場合があります。

■ 補助を受けるには

『補助金交付申請書』に次の書類を添えて市に提出してください。

- 案内図、平面図(分析調査の場合は調査対象範囲・除去等の場合は除去等工事範囲を示す図)
- 区分所有建物の場合は、区分所有者の合意がある旨の書類
- 対象経費の見積書(分析調査の場合は採取、定性分析、定量分析に分けて明細を作成、除去等の場合は除去等の工事内容ごとに明細を作成)
- 除去等の場合は、アスベストが吹き付けられていることを証する書類(分析機関による分析調査結果報告書等)
- 市税の完納を証する納税証明書
- 現況写真(建物の外観及び吹付け材施工箇所)
- 消費税仕入税額控除確認書(申請者が法人の場合)
- 役員名簿(申請者が法人の場合)

〈令和7年度の受付期間〉(いずれも予算件数に達した時点で終了)

分析調査 令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

除去等 令和7年4月1日(火)～令和7年11月28日(金)

※工事の完了報告は令和8年2月6日(金)までに提出してください。

■ 補助事業に着手したら(除去等の場合)

『着手届』に次の書類を添えて市に提出してください。

- 契約書の写し
- 建築物石綿含有建材調査者の登録証
- 建築物石綿含有建材調査者が策定した事業計画書の写し

■ 調査または除去等工事が完了したら

『完了実績報告書』に次の書類を添えて市に提出してください。

<提出期限> 完了から 30 日以内かつ 2 月 7 日 (金)

- 分析調査または除去等の結果報告書
- 分析調査の場合は、資料の採取状況が確認できる写真
- 除去等の場合は、工事の施行状況及び工事完了後の写真
- 分析調査の場合は、調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の登録証

■ 補助金の支払請求をするときは

『補助金支払請求書』に領収書の写しを添えて市に提出してください。

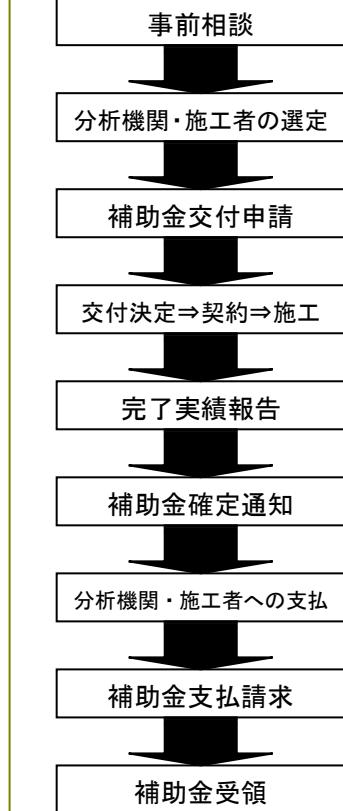
■ 工事をする際は

建物に使用されている吹付けアスベストの除去等工事を行う場合は、工事の事前事後に飛散防止措置等の対応や各関係法令に基づく届出等が必要となります。

届出等については、各担当部署にお問合せください。

特定粉じん排出等作業実施届出 (大気汚染防止法)	岡崎市環境部環境保全課 0564-23-6194
建設工事計画書届・建築物解体等作業届 (労働安全衛生法・石綿障害予防規則)	岡崎労働基準監督署 0564-52-3161
特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	岡崎市環境部廃棄物対策課 0564-23-6876

補助金交付までの流れ



岡崎市 住環境政策課 住宅施策係

住所: 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 (岡崎市役所西庁舎1階)

電話: 0564-23-6709 FAX: 0564-23-7528

E-Mail: jukankyo@city.okazaki.lg.jp